

2015年6月改定
2019年4月26日改定

日本航空宇宙学会 電子ジャーナル機関オンライン購読・利用規程

第1条 本サービスの定義 本サービスは、日本航空宇宙学会（以下：学会）が以下に記載する刊行物を、インターネットを介して図書館等提供する電子ジャーナルサービスを指します。

和文誌

- ・日本航空宇宙学会論文集
- ・航空宇宙技術

欧文誌

- ・Transaction of JSASS, Aerospace Technology Japan

本サービスにおいて提供されるデータ及びそのサービス内容は予告なく変更されることがあります。

第2条 利用機関 本サービスのご利用は、企業、大学、教育機関、国公立の研究機関、図書館あるいはこれに準ずる団体が対象となります。

第3条 利用許諾 本サービスの利用機関は、この規程に同意の上、学会所定の申込書に必要事項を記入の上、学会までお申込みいただくものとします。利用者は、グローバル IPアドレスの登録により、本サービスの利用を開始することができます。契約期間は1年間とし、毎年3月20日までに学会まで所定の手続きによる契約解除の申し出がされない限り、自動的に契約期間が1年更新されるものとし、以後も同様とします。

第4条 利用範囲 本サービスにおいて提供される刊行物のデータの著作権は学会に帰属します。刊行物のデータを売買・刊行・配布・改変したり、大量もしくは組織的にダウンロードしたり、他のサービスに転用したりすることは固く禁じられています。また、利用可能な範囲は(1)購読契約機関に属し、あらかじめ登録された契約機関のIPアドレスをもつ端末利用者の方、(2)ライセンス権を取得した機関を物理的に訪れて端末を利用する方とします。利用者は私的使用の目的で、画面上での閲覧、ダウンロード、プリントアウト(1記事につき1回)ができます。また、相互利用貸出しとして知られる非営利図書館からのリクエストに応じてプリントアウトした記事を貸し出しすることができます。

第5条 利用料金 本サービスの大学、教育機関、国公立の研究機関、図書館あるいは

これに準ずる団体の利用料金は、一括購読の場合は年間 90,000円+消費税とします。

和文誌または英文誌のみの購読も可能であり、和文誌のみの購読は年間 60,000円+消費税、欧文誌のみの購読は年間 30,000円+消費税とします。なお、回線使用料、機材など、通信接続にかかわる費用の一切は、契約機関または利用者が負担するものとします。**ただし、企業が利用する場合は、欧文誌のみの購読のみとし、利用料金は年間100,000円+消費税とします。**

第6条 利用料金の支払い 本サービスの利用にあたり、契約機関は別途送付する請求書に記載される方法により支払うものとします。利用料金は1年分を原則一括払いにて支払うものとします。契約の途中解約による利用料金はいかなる理由であっても返金されないものとします。

第7条 購読機関に関わる情報 学会および学会が委託した本サービスのシステム管理会社は、契約機関及び利用者の氏名、住所、電話番号、電子メールアドレスなどの登録情報を機密として保持し、法令等により開示が求められた場合及び学会提携先を除いて第三者に提供しないものとします。学会は、上記の情報について、学会及び利用者にとって有用と思われる学会提携先の商品・サービス等を紹介するための営業活動等のために利用出来るものとします。ただし、利用者からの申し出があった場合は、直ちに利用を取りやめるものとします。

第8条 禁止事項 本サービスの利用にあたり以下の行為を行ってはならないものとし、契約機関において以下の行為が学会による警告に拘らず再発する場合には、学会による契約機関への通知をもって契約を解除できるものとします。

- 一 学会の著作権、その他の権利を侵害する行為、また侵害するおそれのある行為
- 一 学会に不利益もしくは損害を与える行為、またはそれらのおそれのある行為
- 一 契約機関以外のIPアドレスを不正に申請すること
- 一 組織的にまたはシステムを使用して本サービスのデータを大量にダウンロードすること
- 一 学会の承認なく、代行検索を目的として本サービスを利用すること。その他、本サービスを通じて、もしくは本サービスに関連して営利を目的とした行為、またはその準備を目的とした行為

第9条 契約機関への通知 学会から契約機関への連絡通知は、登録された電子メールアドレス宛に電子メールを送信することにより行い、電子メールが通常到達すべき期間内に到達したものと判断します。

第10条 資格の停止・取消 学会は、契約機関及び利用者の申込み登録内容に虚偽、不正使用があった場合や利用料金の決済ができない場合、登録された電子メールアドレスでの連絡が取れなくなった場合などにおいて、学会が契約機関として不相当と判断した場合には、事前の通告をすることなく本サービスの利用許諾の停止や購読資格の取消を行なうことができるものとします。

第11条 損害賠償 契約機関が本規定に違反する行為、または不正もしくは違法な行為によって学会に損害を与えた場合には、学会は当該契約機関に対して自らが被った損害の請求をすることができます。

第12条 免責事項 学会は、本サービスで提供する情報には万全を期すものとしませんが、本サービスを利用することにより、または本サービスが利用できないことによって、万一、何らかの被害・損害が利用者にも生じた場合であっても、また、データの更新、プロバイダのメンテナンス、機器の故障などの不可抗力による場合などにおいて、接続の一時中断がある場合にも学会は、その責任を負わないこととします。学会は、本サービスが利用者の環境において利用できることを保証するものではありません。学会は、本サービスの内容、及び契約機関が本サービスを通じて得る情報等について、その安全性、正確性、適用性、有用性等いかなる保証も行わないものとします。

第13条 本サービスの終了 学会は、不可抗力により本サービスの提供が不可能となった場合には、30日前までに契約機関に告知することにより、本サービスを終了できるものとします。

第14条 解除 契約機関が契約の解除を希望するときには、毎年3月20日までに、所定の手続きにより学会まで届け出るものとします。解除において契約機関が既に支払済みの料金等は、一切返金されないものとします。また、契約解除後は本サービスの提供は一切行われなくなります。また、契約期間中に購読していた電子ジャーナルへのアクセスもできなくなります。

第15条 規程の変更 学会は予告なくこの規程に規定の追加、削除または変更を行なうことができるものとします。

第16条 準拠法、裁判管轄 この規程の準拠法は日本法とします。また、本サービスまたはこの規程に関連して契約機関と学会との間で紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

第17条協議 この規程に定めのない事項について疑義が生じた場合は契約機関と学会の間で相互協議の上調整するものとします。